

監査等委員会設置会社の状況について ～インターネット・アンケートの結果を踏まえて～

公益社団法人 日本監査役協会

Japan Audit & Supervisory Board Members Association

監査等委員会設置会社（上場会社）数

監査等委員会設置会社への移行を公表した上場企業数（平成28年4月30日現在）

公表月	会社数	会員会社数(内数)	公表月	会社数	会員会社数(内数)
27年1月	2	2	27年9月	11	9
2月	10	10	10月	12	9
3月	46	38	11月	34	24
4月	45	33	12月	23	20
5月	81	61	28年1月	26	17
6月	5	3	2月	86	71
7月	12	9	3月	98	83
8月	16	13	4月	54	40

合計：上場会社数 561（内会員会社数442）

インターネット・アンケートについて

- 毎年7月以降に会員を対象に実施(2015年は7月24日から8月21日まで)
- 機関設計毎の設問と集計
- 昨年度から監査等委員会設置会社も対象に(当時の対象会社129社中104社が有効回答(回答率80.6%))

アンケート結果（取締役の員数）

- 移行により約3名増員（7.16人→9.99人）。監査役が取締役に就任か？
- 移行前は6割の会社が社外取締役を設置していなかったが、移行後は100%設置。
- 社外取締役選任の負担軽減が、約65%の会社が移行の理由の一つとして挙げている。

<参考> 会社法第327条の2

公開大会社且つ有価証券報告書提出会社である監査役設置会社が社外取締役を設置しない場合は定時株主総会にて社外取締役を置くことが相当でない理由を説明。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8

・・・上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである。

アンケート結果（監査等委員会の構成）

- 社外委員の構成比は75%。移行前の社外監査役の構成比である68%より増加し、監査委員会の社外委員の構成比である76.9%とほぼ同じ水準。
- 常勤の監査等委員の平均人数は0.98人。常勤委員の構成比は29.2%と移行前の常勤監査役の構成比である35.7%から減少。
- 社内監査等委員の前職は「監査役」が最も多く、64.4%。
- 社外監査等委員を選任するに際して重視した知見は、「経営に関する知見」が最も多く46.2%。→取締役としての役割と指名・報酬の意見陳述権

アンケート結果（監査等委員会スタッフ）

- スタッフを配置する会社が60.6%。監査役設置会社の43.8%より高いが、9割を超える指名委員会等設置会社よりは低い。
- 兼務の場合は、内部監査部門系が過半数。総務系が一定数存在することは監査役設置会社と同様で、監査役スタッフがそのまま移行しているケースが多いのでは。
- スタッフに対する人事権（同意権を含む）を有するとの回答は85.7%で監査役スタッフの場合の69.7%より高い。

アンケート結果（内部監査部門との関係）

- 「連携が強化された」が49.5%で、「指揮命令権を有することとなった」が10.7%、「変化はない」が39.8%。

アンケート結果（監査等委員会への報告体制）

- 「体制の構築も運用も十分になされている」が58.7%、「体制の構築は十分であるが、その運用は十分とはいえない」が34.6%、「体制の構築も運用も十分とはいえない」が6.7%。監査役設置会社（46.1%→39.9%→14.1%）、指名委員会等設置会社（82.8%→13.8%→3.4%）と比較すると中間（やや監査役設置会社よりか）に位置。

指名・報酬の意見陳述権(1)

- 監査役、監査委員会には見られない監査等委員会特有の権限。

＜参考＞会社法342条の2第4項

監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員会の意見を述べることができる。

会社法361条第6項

監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。

指名・報酬の意見陳述権(2)

・ 権限行使について

＜参考＞監査等委員会監査等基準

(取締役の人事に関する意見形成)

第46条

1. 監査等委員会は、取締役(社外取締役を含む。)の人選について、自社の企業理念や具体的な経営戦略、取り巻く環境等を踏まえ、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成されているか否かについて検討する。【Lv.3】監査等委員会としての意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において当該意見を述べなければならない。【Lv.2】
2. 監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の人事について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ適切に行われているかについて検討する。【Lv.3】
3. 監査等委員会は、社外取締役候補者について、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を振り向けることができるか、当該候補者が有する知見及びノウハウと自社の経営との関連性があるかなどについて検討する。【Lv.3】
4. 取締役のうち監査等委員の人選については、本条に定めるほか、第7条及び第8条の規定に従う。【Lv.3】
5. 会社に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名諮問委員会等が設置されている場合、監査等委員会は、当該諮問委員会等が適切に行われているか否か等について説明を聞いたうえで、当該諮問委員会の意見及び活動内容に依拠して、本項の意見を形成することができる。【Lv.5】

指名・報酬の意見陳述権(3)

(取締役の報酬等に関する意見形成)

第47条

1. 監査等委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の報酬等について、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するような適切なインセンティブ付けがなされているか、中長期的な業績と連動する報酬の割合が適切に設定されているか、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されているか、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ているか等について検討する。【Lv.3】監査等委員会としての意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において当該意見を述べなければならない。【Lv.2】
2. 監査等委員会は、非業務執行取締役(監査等委員を除く。)の報酬等について、その職務を行うのに必要となる時間・労力等に照らして適正な報酬水準が設定されているか、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されているか、報酬の決定が適切な手続を経ているか等について検討する。【Lv.3】監査等委員会としての意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において当該意見を述べなければならない。【Lv.2】
3. 監査等委員は、監査等委員の報酬等について、その職務を行うのに必要となる時間・労力等に照らして適正な報酬水準が設定されているか、現金報酬と自社株報酬が適切な割合で設定されているか、報酬の決定が公正かつ適切な手続を経ているか等について検討する。【Lv.3】監査等委員としての意見をもつに至ったときは、必要に応じて取締役会又は株主総会において意見を述べる。【Lv.3】
4. 会社に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬諮問委員会等が設置されている場合、監査等委員会は、当該諮問委員会等が適切に行われているか否か等について説明を聞いた上で、当該諮問委員会の意見及び活動内容に依拠して、本項の意見を形成することができる。【Lv.5】

指名・報酬の意見陳述権(4)

- 意見の形成及び行使に際しての課題
 - (1) 監査等委員会の機能・役割
 - ・ 常勤の必要性と役割
 - ・ 選定監査等委員の権限、役割
 - ・ 社外取締役の役割
 - ・ 委員に求められる資質
 - ・ 多様性の確保

指名・報酬の意見陳述権(5)

(2) 意見形成のプロセス

- ・評価の視点
- ・評価の対象(個々の候補者についてか、候補者選定のプロセスか)
- ・評価の内容(現経営陣と新規候補者で違いはないか)
- ・評価の時期(最終的には株主総会における意見表明であるが、いつ、どのような形で評価を行うか、現経営陣と新規候補者で違いはないか)
- ・評価のプロセス
- ・辞任した取締役がいる場合の対応
- ・監査等委員会としての意見の決定方法

指名・報酬の意見陳述権(6)

(3)意見の表明

- ・意見として表明(開示)すべきレベル

- ①「意見なし」
- ②「指摘すべき事項はない」
- ③「妥当である、適切である」

- 【「意見なし」の可否】

- 最終的に「特段の指摘すべき事項はない」という結論であったとしても、そこに至るまでの検討のプロセスの記載及び意見表明。

- ・表明する意見の開示手段・方法(どのような書類に記載するのか(株主総会招集通知や監査報告書はどうか))
- ・株主総会における口頭説明
- ・反対意見について(取締役会決議との関係で、執行側の決定について反対意見を述べる場合の考え方)

指名・報酬の意見陳述権(7)

(4) 任意の諮問委員会との関係

- ・ 諮問委員会がある会社と監査等委員会のみの会社との考え方の違い
- ・ 監査等委員でない社外取締役の関与
- ・ 監査等委員の諮問委員会への関わり方(意見形成プロセスへの影響)

指名・報酬の意見陳述権(8)

(5) 権限行使に伴う責任

- ・意見陳述権の行使に伴う責任の有無(行使は義務と考えるか)
- ・(責任が発生すると解した場合)忠実義務、善管注意義務を履行したと認められるに足る行為の内容、程度

ご清聴ありがとうございました。